

「千葉市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正（案）」について パブリックコメント手続を実施します

介護保険法等の改正により、市では、介護保険サービス事業所や施設等に係る指定基準条例を改正することを予定しています。

この条例案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

介護保険事業課（市役所1階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

ホームページでご覧になる場合は、以下の URL からご覧ください。

(<http://city.chiba.jp/go/pbc>)

【意見の募集方法】

・募集期間

平成30年1月4日（木）～2月5日（月）（必着）

・募集方法

「パブリックコメントに対する意見（介護保険事業課）」と書き、住所、氏名または団体名・代表者氏名（ふりがな）、電話番号やメールアドレス等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により送付または持参してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。

1 郵 送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所介護保険事業課

2 F A X：043-245-5621

3 電子メール：kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp

4 持 参：介護保険事業課（市役所1階）、各区役所の地域振興課

※持参により提出する場合は、次の受付時間内に提出してください。

【受付時間】午前8時30分から午後5時30分まで（土日休日を除く。）

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、平成30年2月中旬に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報は公表しません。

お問い合わせ先

千葉市保健福祉局高齢障害部 介護保険事業課

電 話 043-245-5062

ファクシミリ 043-245-5621

電子メール kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp